

令和2年 第1回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年1月10日(金)
午後3時00分から午後4時00分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (32人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 福原泰治 2番 妹尾宗夫 4番 長鉾忠明 5番 中山克己
6番 松本正幸 7番 池田 実 8番 神谷泰行 9番 綱島孝晴
10番 山懸将伸 11番 古林久和 12番 小田明美 13番 新田 孝
14番 曲 美樹 15番 武村一夫 16番 中島寛司 17番 樋口昌子
推進委員 20番 高野 勉 21番 平 義男 24番 錦 保 25番 下山史朗
26番 松下 功 27番 松下清治 29番 渡邊次男 30番 松尾俊彦
31番 田中秀樹 32番 池田 薫 33番 三村訓弘 34番 山本明彦
35番 中芝通雄 42番 楨橋一夫
4. 欠席委員 (14人)
農業委員 3番 小山正男
推進委員 22番 小林和夫 23番 沼本通明 28番 太安隆文 36番 池田琢璽
37番 澤本基兄 38番 各務和裕 39番 白石寛志 40番 黒田勝美
41番 有富正博 43番 入澤靖昭 44番 小林太郎 45番 筒井一行
46番 石田 勉
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について
日程第6 議案第5号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7 報告第1号 農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて
日程第8 報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

日程第9 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 金崎正一 主幹 下平直勲 主幹 前田雅章 主事 梶原千裕 藤元香

7. 会議の概要

(午後3時00分 開会)

事務局長 それでは、ただいまから令和2年1月総会を開会いたします。

それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 失礼します。改めまして、皆さん明けましておめでとうございます。

令和2年も幕を明けたわけですが、ご家族おそろいで新年を迎えられたということだと思います。昨年はいろいろと災害もありまして大変な年だったろうというふうに思いますけど、ことしは本当に災害のない、農作物もとれる、そんな年になればというふうに願っております。

ただいま農業委員会の憲章を皆さんで斉唱していただきました。まさにこのとおり、ここに書いてることをしっかりと胸に入れて、皆さんに活動していただけたらなというふうに思います。もう半年余り、7月19日までが我々の任期ということでございます。できることをしっかりとやっていかなければならないというふうに思っております。特にやっぱり地元が、農業委員が一番大切なことだろうというふうに思います。いろいろこの正月から総会等が行われて会合する機会もあろうかというふうに思います。それらのときに、今後農業をどうしていこうかと、そういうことをしっかり話し合いができる場所であろうというふうに思いますんで、皆さん先頭に立って話していただければというふうに思います。

農協のほうも4月から合併ということで、農家組合も3月でおしまいということになるそうでございます。やはりそういう組織がなくなるということは、非常に農村にとって困るということもあります。何とか農業をしっかりと支えていかなければならないというふうに思っております。

市のほうでは、SDGsを全国的にも進めているわけございまして、開発可能な再生目標ということでございますが、やはり農業も再生へ、次の年にまた頑張れるというような農業を続けていかなければならないというふうに思います。いろいろと地域で話し合っていて、どうすればいいかということを実際に考えるということが一番大切だろうというふうに思います。半年間、また頑張りたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、これより1月総会を始めたいというふうに思います。

事務局長 ありがとうございます。

本日の欠席委員は1名で、3番委員よりその旨通告がございました。

したがって、ただいまの出席委員は19名中18名で、定足数に達しておりますので、1月総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっております。以降の議事の進行を会長にお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。

日程1、議事録署名委員の指名を行います。

本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は6番、松本正幸委員、8番、神谷泰行委員を指名いたします。

日程2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

それでは、議案第1号につきましては、 番推進委員さんが譲受人となっている議案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案を終了後に入室を許可いたしますので、それでは退席をお願いいたします。

それでは、番号1について、事務局より説明をお願いいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は6件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、労力不足によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆205㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、20番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議長 はい、20番推進委員さん。

担当推進委員 推進委員20番です。

番号1について説明いたします。

去る12月28日、譲渡人、譲受人双方立ち会いで現地確認を行いました。

権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人の祖父母が耕作を行っていた申請地

は高齢により5年ほど前から管理できなくなり、譲受人が家庭菜園として耕作をしていましたが、譲渡人家族が県南へ転居、生活をしており、今後も申請地を耕作する予定がないことから売買の話がまとまり、権利移転の申請をするものです。譲受人の耕作状況等ですが、譲受人は妻と2人家族の兼業農家で、水田60アールに主に水稻を作付し、主な作業は地元農業法人に委託しており、譲受人も法人の中心的構成員として活躍しており、今後も農業を続けると認められます。申請地も、これまでどおり家庭菜園として耕作するものと認められます。その他指摘事項は特にありません。

以上のおりです。よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願ひいたします。

主 事 番号2でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田4筆2,625㎡、畑3筆709㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願ひいたします。

11番委員 議長。

議 長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号2についてですけれども、現地調査のほうを譲受人立ち会いのもとに12月29日に実施しております。権利移転する事由の詳細であります。譲受人と譲渡人は親子関係でありまして、譲受人は生花店を経営されております。譲渡人の近年の健康状態から、持ち分3分の1の土地も含め贈与をするということになったものであります。譲受人の耕作状況であります。トラクター1台、管理機1台を所有しており、耕うん等については行っておるわけですが、田植え、稲刈り等については委託をしているところであります。そうはいいながら、農地取得後も引き続き農作業に従事するものと思われまので、問題はないと思われま。その他指摘事項はありません。検討方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について、事務局の説明をお願ひいたします。

主 事 番号3でございますが、市外と久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、落合の譲受人に、申請農地、畑1筆402㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願ひいたします。

担当推進委員 推進委員、29番です。

議長 はい、29番推進委員。

担当推進委員 番号3番、譲渡人2人は実際の姉妹でありまして、譲受人とはいとこ関係にあります。譲受人は自宅住居庭先の土地であり、畑として耕作し、主に野菜の作付を計画しているところであります。譲渡人はいずれも住居も遠く、農機具類を一切持っておりませんので、このままでは荒廃地になりかねないと心配しておりましたが、先方の要望もありまして譲り渡すことにしました。譲受人は本人と妻、母親の3名で兼業農家、製材所を経営しておりまして兼業農家で、耕運機、トラクター、コンバイン等、一応農機具関係は皆持っております。農業の従事は本人と母親が主体でやっておりますが、水田23アール、畑を7アールほどを耕作して現在に至っております。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について、事務局より説明をお願いいたします。

主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、農業廃止によりまして、落合の譲受人に、申請農地、田1筆2, 379㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

昨年12月22日に譲受人と現地確認を行いました。権利移転の事由の詳細についてですが、譲渡人の祖母が高齢で労働不足のため、市外に住んでいる子に耕作を頼んだところ、子は農業をしないことから孫が来て田の草とかを刈ってました。祖母も亡くなり、こちらに知人もなく、帰らないため、家を取り壊しました。相続人である譲渡人、孫は隣の田で耕作している譲受人に耕作してもらってましたが、このたび売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。耕作状況ですが、譲受人は兼業農家であり、譲受人及び母が農業に従事しております。農繁期には雇用の人をお願いしてます。農機具はトラクター、田植え機、コンバイン等、農機具一式を所有しています。取得後も農作業に従事するものと認められます。その他指摘等はございません。よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号5について、事務局より説明をお願いいたします。

主事 番号5でございますが、八束の譲渡人が、相手方の要望によりまして、川上の譲受人に、申請農地、畑1筆6, 776㎡を、売買によります所有権の移

転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 17番です。

議長 はい、17番委員。

17番委員 1月3日に受け人と話をしました。それに至るまでに渡し人と、それから間に入っている不動産屋さんと、3組それぞれ日にちをかえて会って話をしました。渡し人ですけれども、農機具も一切持ってなくて、農業も全然ずっとしてなくて、自分はもう一切しないから何とか助けてほしいということで近くの不動産屋さんに声をかけていたところ、受け人の方がぜひとも自分はクリをしたいと。今は美大の先生をされてるんですけれども、父親がもう高齢になって、奥さんも痴呆が進み出して、数年前から家と、それからこっこの蒜山のほうの生活をしながら、妹にも手助けをしてもらいながら日々を送っているそうです。そういう中で、だんだんと蒜山の比率がふえてきたので、ただ来るだけではなくて、自分も農業というものに興味があってやりたいと。学校の先生ということもあって、いろんなことを調べるのは得意なので、自分がやるんだったらクリをやりたいということで、病気に強いクリを見つけたので、そのクリをまずは100本を植えて、それでいずれは農地をもっと広げて200本ぐらいにして、それを6次化まで進めていって頑張っていきたいということです。お父様が90を超えてらっしゃって、でも自分も頑張っただけで応援するからということ、蒜山の振興局のほうに個人で頑張るから、俺も応援するからというふうにわざわざ言いこられたそうです。そういう中で、農業は素人なので、いろんな人に手助けをしてもらいながら、そのクリの先生と言われる方に農地を見ていただいたほど、家にまだ使っていない農地があるので、その農地を使ったらどうですかというふうに提案をしたんですけど、その先生に見ていただいたら、家の農地では少な過ぎて話にならんと。ちょうど今の場所は最適な場所なので、そこを思う存分生かして頑張っただけでやっていけたらすばらしいと。そこの残ってるところは何か違うものにしたらどうかという提案を受けて、まずはクリをし始めて、それから大豆をつくれるような形に進めていきたいというふうにおっしゃっておられます。すごく上品な方だったんですけど、情熱的に語られていました。長い目で見ていかないといけないので、応援できることは応援しますのでということでお話をして別れるようになりました。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号6について、事務局の説明をお願いいたします。

主事 番号6でございますが、八束の譲渡人が、同じく八束の譲受人に、申請農

地、畑2筆8，614㎡を、譲与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、17番委員さんから説明をお願いいたします。

17番委員 17番です。

議長 はい、17番委員。

17番委員 これは昨年からずっとちよびちよびと移転をされていて、いよいよこれが最後になるような気がするというふうにおっしゃっておられました。本人は推進委員をされながら頑張っておられます。今、ミニトマトや、それから白ネギなどに力を入れて、キャベツもされてるんですけど、ことしに関してはキャベツを減らしてやめるような方向で白ネギに力を入れて頑張っていきたいと。お父さんからかわった土地についても、すごく広い場所なんですけど、ここにネギを植えますということによっておられました。機械もありますし、すごく意欲的で、ずっと頑張っておられるので大丈夫と思いますので、ぜひともよろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

それでは、■■■■番推進委員が退席しておられましたので、ここで■■■■番推進委員さんの入室を許可いたします。

それでは、日程3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

■■■■番推進委員さんのことでございますが、議案第2号につきましては■■■■

番推進委員が申請人となっている議案が含まれておりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席となります。関係議案終了後に入室を許可いたします。

それでは、退席をお願いいたします。

それでは、番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人（落合）は、ライスセンターの規模拡大に伴い、もみ殻置場を設置するため、田1筆787㎡を、農業用施設用地へ転用申請するものです。申請区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成費■万円、建物施設■万円。資金の内訳として、自己資金■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしく願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議 長

はい、24番推進委員。

担当推進委員

24番です。

それでは、議案番号1につきましてご説明申し上げます。

1につきましては、12月28日に申請人立会のもとに現地調査を行っております。転用しようとする事由の詳細につきましては、申請人は稲作農家であり、作付面積及びミニライスセンターの規模拡大に伴い、もみ殻の仮設及び処分に困り、もみ殻を再利用するため、もみ殻くん炭器及びもみ殻置場を設置するものでございます。申請地の位置等につきましては、■より南西に1.5キロ、県道上りより南に400m山側に入り、自宅の前に位置しております。周囲の状況につきましては、東が山林、西が田と建物があります。南が山林、北が倉庫でございます。周辺農地への影響につきましては、申請地の西側に農地がありますが、既設ライスセンターがあり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。その他指摘事項は特にありません。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹 番号2でございます。
申請人（久世）は、農地の管理が体力的に難しくなり、将来の生活安定のため、田1筆797㎡を、集合住宅建築のため、転用申請するものです。農地区分は、未線引きの用途地域のため3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成費■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は28%でございます。添付書類は、土地利用計画図、平面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員 議長。

議 長 はい、31番推進委員。

担当推進委員 推進委員31番です。

議案番号2につきましては、去る12月23日に申請人立ち会いのもとに現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、申請人は長年にわたり申請地で稲作を行ってこられました。高齢による労働力不足により、ここ数年は耕作を行っておりません。申請地は圃場整備も実施されておらず、息子さんも耕作する気がないとのことで共同住宅2棟を建て、資産活用を行うということでした。申請地の位置等ですが、申請地は■■■■から北に約200mほど離れたところにあります。住宅地として宅地化が進んでおります。周囲の状況ですが、東側は田、西側は宅地、南側は宅地、北側は市道に面しており、周辺農地への影響はないものと思われまますので転用はやむを得ないものと思われまます。その他指摘事項も特にないので、ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 それでは、質疑なしと認めまます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

ここで、議事参与の制限により退出しておりました■■■■番推進委員の入室を許可いたします。

それでは、日程4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主 幹

議長。

議 長

はい、事務局。

主 幹

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は3件となっております。

4ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外）の2名は、現在アパートに住んでいますが、家族がふえ手狭になったことや、譲受人妻の実家が下市瀬にあり、将来はその親の世話も必要になることから、申請地、畑8筆合計361.46㎡を、譲渡人（市外1名と落合2名）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。土地取得後の持ち分は、夫が4分の3、妻が4分の1ずつの共有持ちとなります。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途地域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入■■■■万円、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。資金の内訳として、■■■■万円。建ぺい率は24%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、24番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議 長

はい、24番推進委員。

担当推進委員

推進委員24番でございます。

それでは、議案番号1につきましてご説明申し上げます。

現地確認につきましては、申請者及び譲受人立ち会いのもと、12月26日に行っております。転用しようとする事由の詳細につきましては、譲受人は現在市外、鏡野ではございますが、アパートに住んでいますが、子供も大きくなり、現在の住居が手狭になったことから新たに自己住宅を建築するた

め、妻の実家近くに土地を検討していたところ、譲渡人3人と話がまとまったことから申請を行うものでございます。申請地の位置につきましては、申請地は[]より北へ約6m、[]の南に面した場所にあります。周囲の状況につきましては、東が畑、西が道を隔てて空き地でございます。南が宅地、これは家が建っております。北が[]になっております。周辺農地への影響につきましては、申請地に隣接した農地がありますが、本申請は一般的な個人の住宅であり、日照、通風等に支障を来すことはないと思われまます。また、地域の水利組合につきましては、住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項でございますが、現在ここを買われるとこの土地の一部農道が、俗に言う赤線が入っておりますが、現在、市のほうと協議を重ねられておられまして、土地を購入した後にこの土地の一部をその農道と同等のものを交換されるという話が進んでおります。

以上でございます。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について、事務局より説明をお願いいたします。

主幹

番号2でございます。

申請人、譲受人（久世）は、家族の所有する車の台数がふえたため、自宅に隣接する申請地、田2筆122㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、露天駐車場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、都市計画区域の未線引きの用途区域に該当するため、3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入[]万円、土地造成[]万円。資金の内訳として、[]万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、31番推進委員さんから説明をお願いいたします。

担当推進委員

議長。

議長

はい、31番推進委員。

担当推進委員

推進委員31番です。

議案番号2につきましては、去る12月23日に譲受人立ち会いのもと、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細についてですが、譲受人と譲渡人は本家と分家の関係にあり、譲受人は3人の子供が大きくなり、自動車の駐車場が必要となり困っていたところ、申請地は譲受人の駐車場に隣接しており、なお大雨のときには時々浸水して困っている土地だったので譲るといふことで話がまとまり、ここで申請する運びになりました。申請地の

位置等についてですが、[REDACTED]から東に約100mほど離れたところにあります。周囲の状況は、東側は田、西側は市道、南側は田、北側は宅地と一部畑に面しており、南側で田と隣接しておりますが、隣接水田は休耕しており、農地への影響はないものと思われますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号3について、事務局より説明をお願いいたします。

主幹

5ページをお開きください。

番号3でございます。番号3は追認案件でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在借家に住んでおり、子供の成長に伴い手狭になったことから住宅を建築していますが、その宅地に市道から入る際に入りづらいため、申請地、畑1筆1.1㎡を、譲渡人（久世）から譲り受け、宅地への進入路として造成整備しておりました。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま進入路へ整備しており、今後このようなことのないよう反省し、顛末書が添付してあります。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入は親族所有地のため[REDACTED]円、土地造成[REDACTED]万円、畑との境界に設置する擁壁の設置費として[REDACTED]万円。資金の内訳として、[REDACTED]万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

この案件については私が担当ですので、説明をさせていただきます。

現地確認は12月29日に行いまして、譲受人出席、それからその父親の方も出席して聞き取りを行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、今説明がありましたように譲受人は現在近くのコーポに住んでおられますけど、このほど家を新築することとなりまして現在建築中であります。それに伴いまして、市道からの出入りがしやすいようにと進入路部分1.1㎡を譲渡人より譲り受けることとなったということでございます。申請地の位置ですけど、国道181号線より[REDACTED]の市道を北へ約300mほど入った[REDACTED]南側の位置でございます。周辺は宅地化が進んでいる地域でございます。周辺の状況ですけど、東は市道、西はブドウ畑でございます。南も同じくブドウ畑、北は宅地となっております。周辺農地への影響はないものというふうに思われます。追認案件ということで、農地法をよく理解していなかったということで反省をしておられました。

以上で私からの説明を終わらせていただきます。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

主幹 議長。
議長 はい、事務局。
主幹 議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。
6ページをお開きください。
番号1でございます。

本案件は、申請人、賃借人（市外）の特定建設工事共同企業体が、令和元年7月10日付、真農委指令第507号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由であります。当初の工事請負契約では令和元年12月20日までの工期で工事を進めていりましたが、このたび橋梁部及び水路工事が追加されたため、工事期間は令和2年7月17日に延期されたことにより、資材置場、工事用車両の駐車場に使用する期間の延長を申請するものです。なお、工事完了後は令和2年7月31日までに原状復旧作業が行われる計画です。事業計画変更に伴い、賃貸人（北房）との賃貸借契約書につきまして使用期間が変更となったものを提出していただいておりますが、使用目的については当初計画からの変更はありません。本案件は農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、13番委員さんから説明をお願いいたします。

13番委員 議長。

議長 はい、13番委員。

13番委員 13番です。

それでは、番号1につきまして説明をさせていただきます。
昨年12月24日に現地調査を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、岡山道4車線化工事に伴いまして、工事業者の資材置場並びに工事用

車両の駐車場の不足によりましての一時転用でございます。また、先ほど説明がありましたように、今回の申請は前回7月10日に本農業委員会で許可を与えておりますが、その工期の延長によりましての変更申請でございます。なお、転用期間は令和2年7月末日までというふうにお聞きしております。申請地の位置等でございますが、XXXXXXXXXXより奥へ入った山間部でございます。周囲の状況ですが、東は取りつけ道、西が雑種地、南は河川、北が道路という状況でございます。周辺農地への影響ですが、周囲に耕作地はございません。問題ないと思われますので、ご審議よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

以上で事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

それでは、これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主事

議長。

議長

はい、事務局。

主事

議案第5号について、7ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和2年1月10日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして、全6

8筆ございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、お目通しをお願ひいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願ひいたします。

質疑はございませんか。ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、報告第1号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程8、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願ひいたします。

主事 議長。

議長 はい、事務局。

主事 15ページをお開きください。

報告第1号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについては、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございます。

申請人は久世で、太陽光発電施設を設置する計画で平成30年3月9日付で農地法第4条の転用許可を得ておりましたが、令和元年12月11日付で取りやめ書が提出されました。取りやめの理由は、当初予定していた転用地の時効による所有権の取得が困難な状況となったためです。

1ページお進みください。

報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届

出については、次の5件がございました。添付書類もそろっておりますので、受理いたしました。

番号1でございますが、所有者及び農地所在地は落合です。田1筆1, 028㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号2でございますが、所有者及び農地所在地は勝山です。田1筆218㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号3でございますが、所有者及び農地所在地は美甘です。田1筆5, 714㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号4でございますが、所有者、市外、農地所在地は湯原です。畑1筆46㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

番号5でございますが、所有者及び農地所在地は湯原です。田1筆644㎡のうち4㎡に、携帯電話基地局を設置するものです。

1ページお進みください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の4件がございました。添付書類もそろっていることから、受理いたしました。

番号1でございますが、賃貸人、北房、賃貸人、市外です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号2でございますが、賃借人、久世、賃貸人、市外です。農地の所在以降はお目通しをお願いします。

番号3でございますが、賃借人、久世、賃貸人、市外です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

番号4でございますが、農地の所在が川上となっておりますが、八束に修正をお願いいたします。申しわけありませんでした。賃借人、賃貸人、ともに八束です。農地の所在以降はお目通しをお願いいたします。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長

日程7、報告第1号、農地法第4条の規定による許可に係る農地転用の取り止めについて、日程8、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程9、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、これらにつきまして、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

ございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

質問、意見等ないので、これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

追加日程1、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

主 幹
議 長
主 幹

議長。

はい、事務局。

それでは、追加日程1、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について説明いたします。

昨年10月、2市町において農業委員会の会長が農地法違反と収賄の疑いにより逮捕される事件が発生しました。農業委員会の農地法違反等に関する不祥事はこの件も含め過去1年間で4件となり、農林水産省より2回の綱紀粛正の通知が発出されるという事態になりました。これらの一連の不祥事に対し、昨年11月28日に全国農業委員会会長代表者集会において、農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ決議が採択されました。この会長大会での決議を達成するために、当農業委員会においても農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を採択していただき、改めて綱紀粛正を図るとともに、日ごろの委員活動に対する責任を自覚し、処分を公正に遂行することが重要であります。つきましては、本日の総会におきまして、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議を採択したいと考えております。

それでは、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議案を読み上げ、採択を得たいと思います。

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令にのっとり適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令遵守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1、農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令にのっとり適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

2、農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。令和2年1月10日。真庭市農業委員会。

以上です。

議 長 事務局より説明のありました議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議についてを協議いたします。
ご意見などある方は挙手でお願いいたします。
ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 ございませんので、異議なしと認めることと決定いたします。
よって、議案第6号、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議については、
了承することといたします。
以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。
皆様方のほうから何かございませんか。

<「なし」の声>

議 長 ないようです。
事務局のほうから。どうぞ。

主 幹 失礼します。それでは、総会終了後、編集委員会のほうをよろしくお願
いたします。
あと、新年会のほうのバスの時間まで結構長い時間がありますが、よろしく
お願いいたします。
以上です。

議 長 よろしいか、ほかには。

<「なし」の声>

議 長 それでは、1月総会を閉会したいと思います。次回2月総会は2月13日
木曜日の午前10時からですので、よろしくお願いたします。

(午後4時00分 閉会)